

# 総論

# 1 水資源機構の経営理念・経営方針

独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）の前身である水資源開発公団（以下「水公団」という。）は、水資源の開発又は利用のための事業を行うことなどにより、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的として、昭和37年に設立された。以来40有余年、日本の水資源開発に貢献してきたが、水需給の変化や国民ニーズの多様化、水資源開発を取り巻く社会情勢の変化、これに伴う政府の特殊法人改革の厳しい議論を経て、平成15年10月1日、水公団は解散し、水資源機構が設立された。

水資源機構は、機構を取り巻く状況を的確に把握し、利水者をはじめ多くの国民から信頼され、一層の協力・支援を得られる法人となり、『安全で良質な水を安定して安くお届けする。』ことを経営理念に掲げ、『公魂民才』すなわち、国民から負託された利水・治水といった公共公益的な役割を、民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自主的に実施していくこととした。

## 水資源機構の経営理念・経営方針

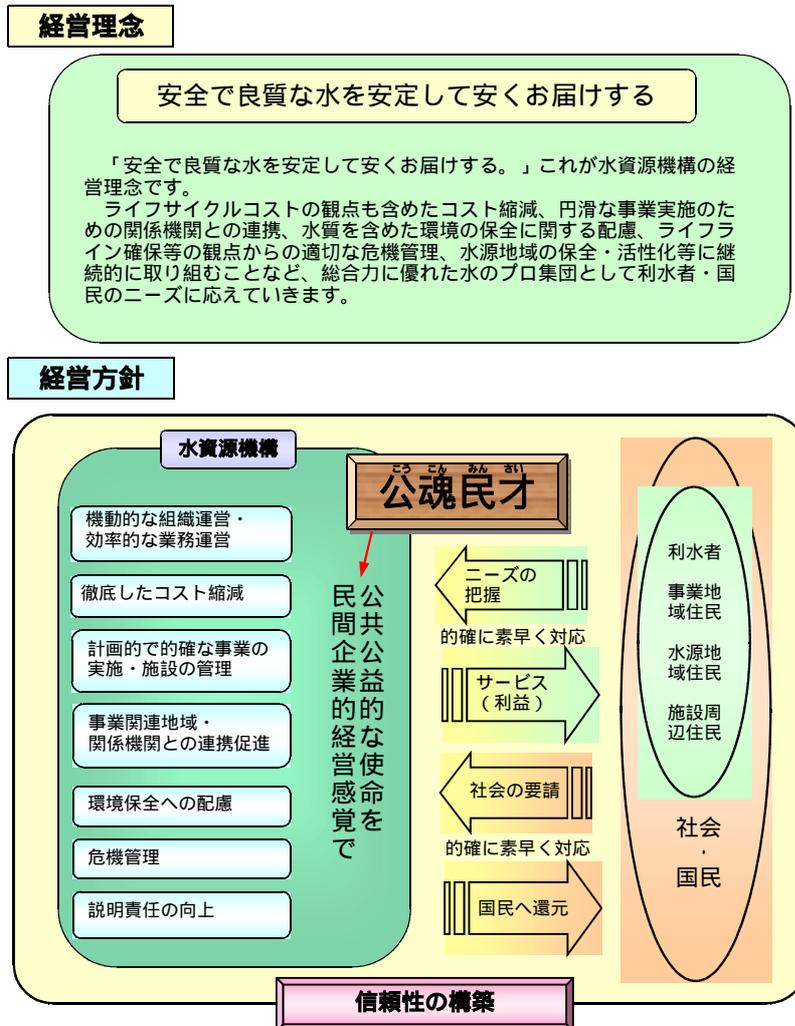


図-1 水資源機構の経営理念・経営方針



## 2 水資源機構の果たす役割とその社会的効果

### 1. 水資源機構の果たす役割

水資源機構は、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）に基づき、「水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。次頁参照。）に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする（機構法第4条）」とされている。

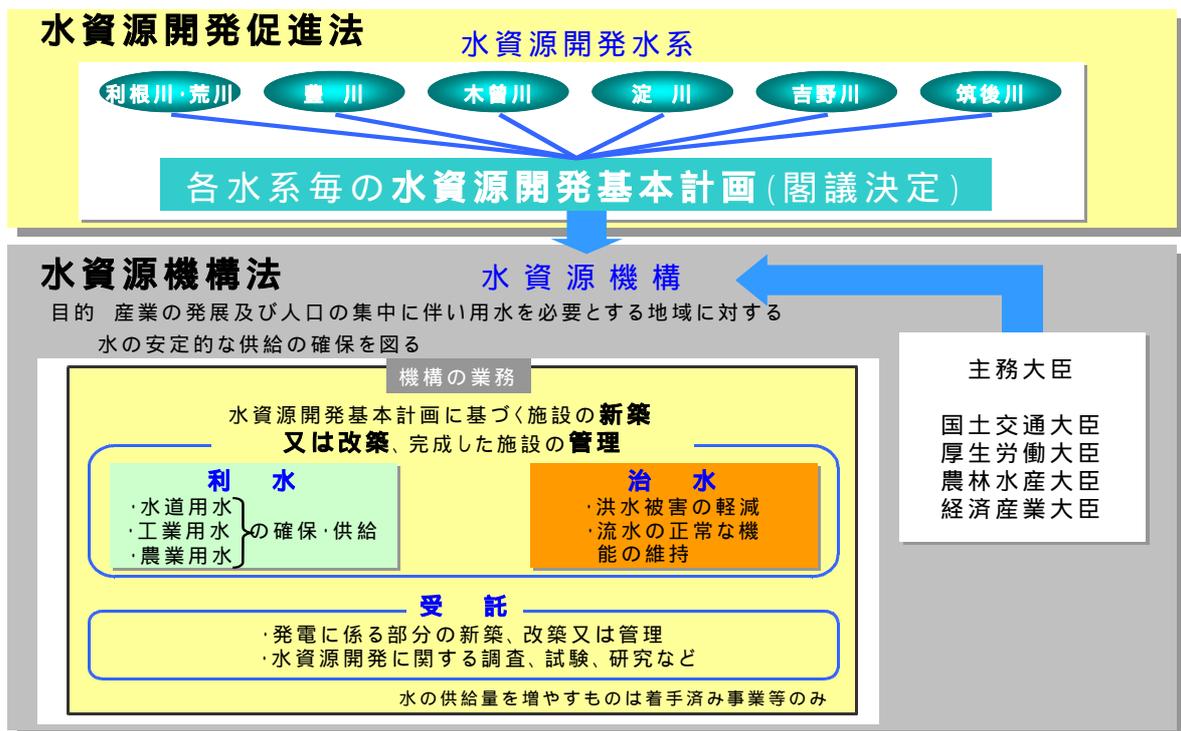


図-4 水資源機構の役割

水資源機構は、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川・荒川・豊川・木曽川・淀川・吉野川・筑後川）において、利水・治水の機能を有するダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び用水路等について、現在までに完了した48施設の管理（53事業）を行うとともに、14事業において施設の新築又は改築を実施している。（このほか、平成15年12月に水資源機構事業として中止した戸倉ダムについては、既実施工事箇所原形復旧等について、関係機関と調整しながら実施している。）

## 水資源開発基本計画「フルプラン」

水資源開発基本計画「フルプラン」は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき、国土交通大臣が広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認められる地域において指定する水資源開発水系（利根川・荒川・豊川・木曾川・淀川・吉野川・筑後川）における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき計画として定められている。

計画には、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項等が記載されている。

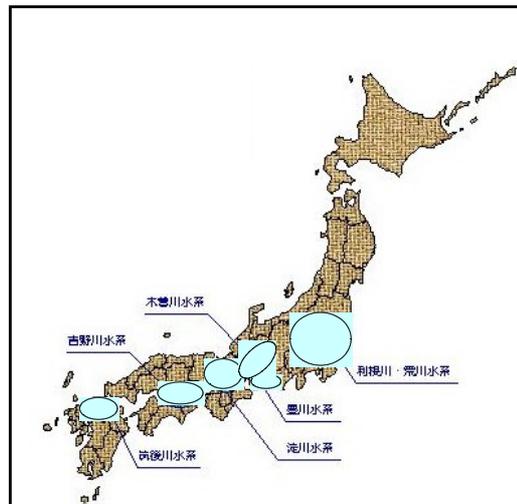


図-5 水資源開発水系位置図

## 水資源機構の事業数の推移等

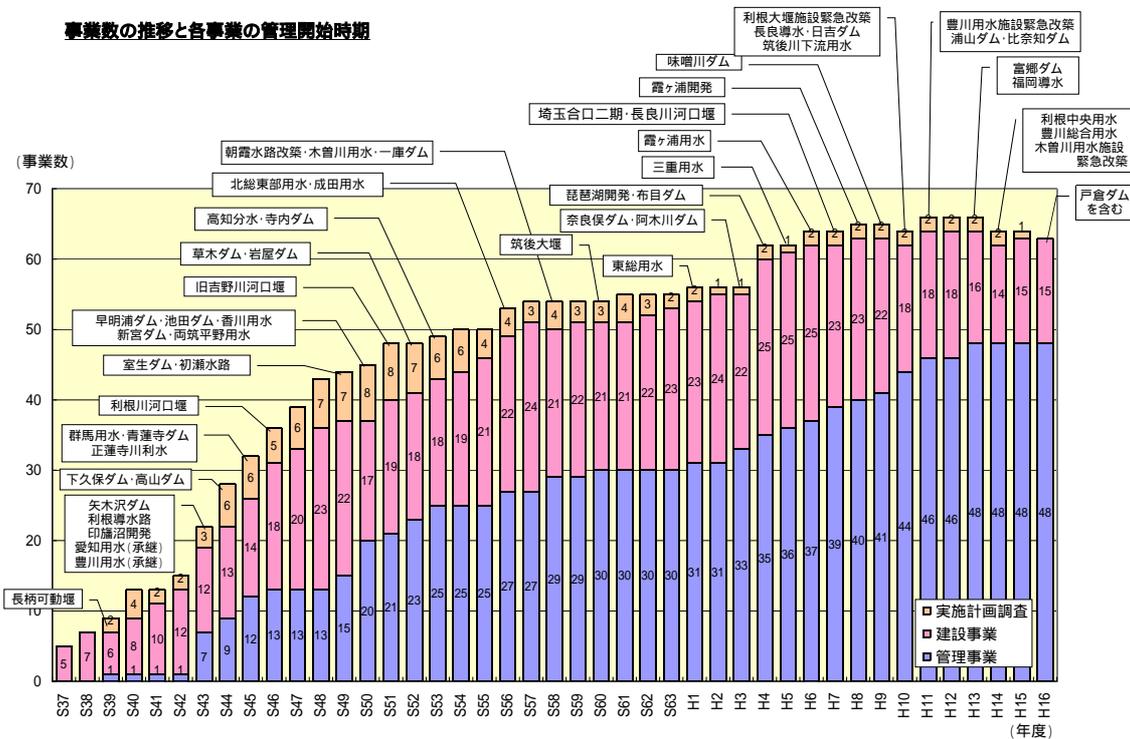


図-6 事業数の推移と各事業の管理開始時期

## 2. 水資源機構業務の社会的効果

### (1) フルプラン地域の概要

フルプラン地域は、首都圏・近畿圏等の我が国の主要な地域をカバーし、その面積は全国土の約16%であるが、人口は総人口の約51%、工業出荷額は総工業出荷額の約47%及び農業産出額は全国農業産出額の約32%を占める地域である。

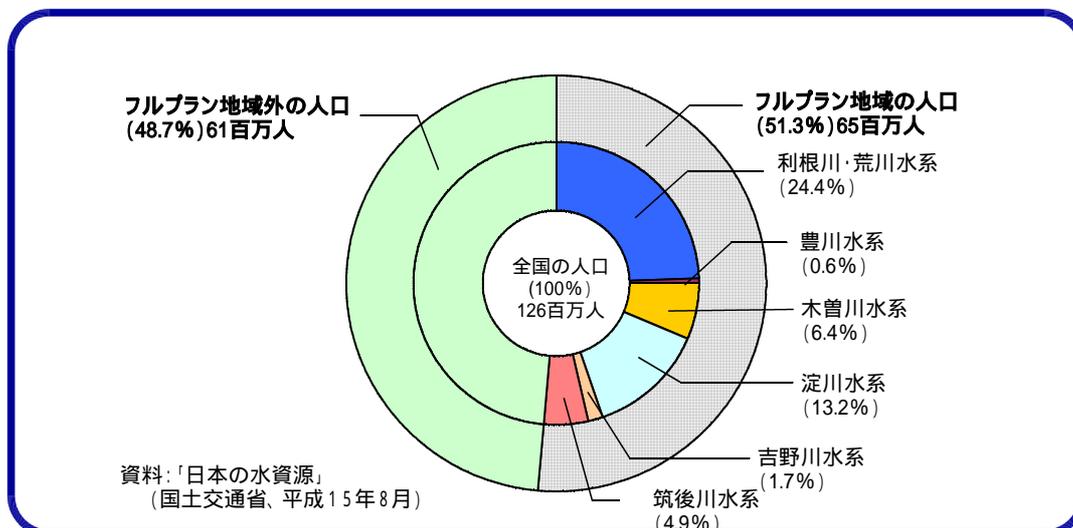


図-7 総人口に占めるフルプラン地域の人口の比率 (平成14年)

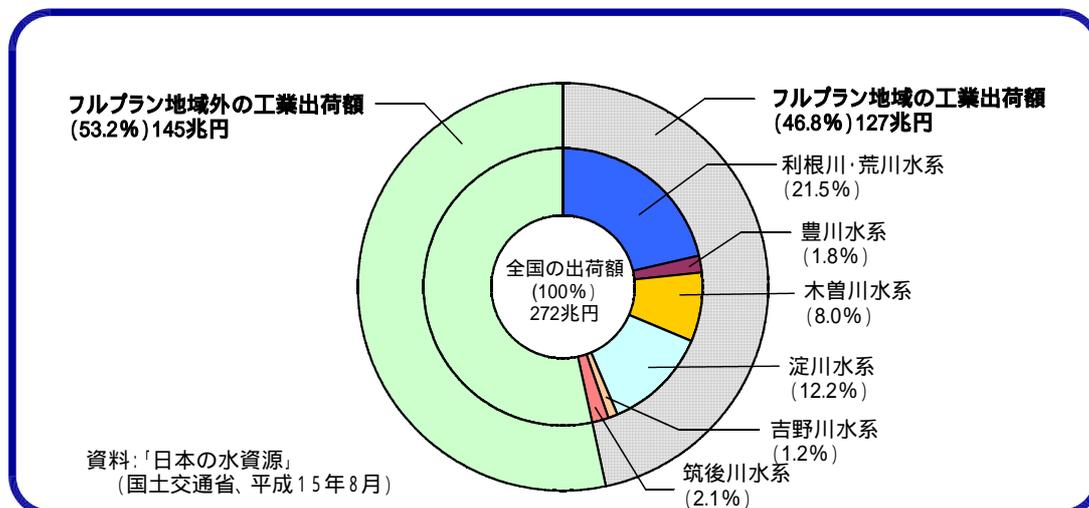


図-8 全国の工業出荷額に占めるフルプラン地域の比率 (平成12年)

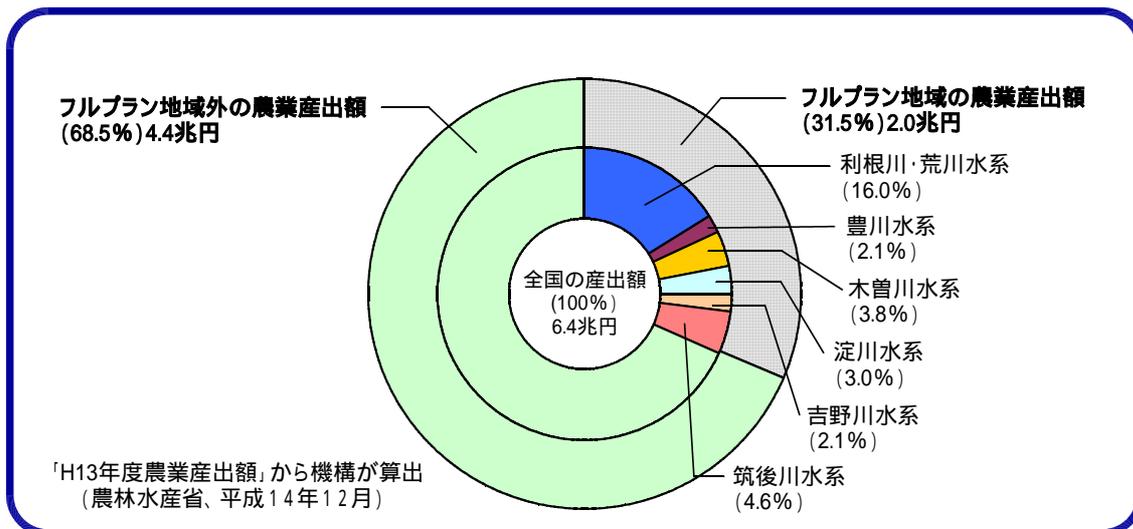


図-9 全国の農業産出額に占めるフルプラン地域の比率 (平成13年)

(2) フルプラン水系における開発水量・導水量に占める水資源機構のシェア

水資源機構は、水道用水、工業用水及び農業用水を供給又は導水する施設の改築及び管理等を実施している。

全開発水量のうち水資源機構の開発水量は、水道用水約  $210 \text{ m}^3/\text{s}$  (うち完成が  $188 \text{ m}^3/\text{s}$ )、工業用水約  $109 \text{ m}^3/\text{s}$  (うち完成が  $104 \text{ m}^3/\text{s}$ ) 及び農業用水  $69 \text{ m}^3/\text{s}$  (うち完成が  $69 \text{ m}^3/\text{s}$ ) で、完成施設に占める割合では、水道用水 87%、工業用水 94% 及び農業用水 88% である。

また、導水量は、水道用水約  $97 \text{ m}^3/\text{s}$  (うち完成が  $90 \text{ m}^3/\text{s}$ )、工業用水約  $36 \text{ m}^3/\text{s}$  (うち完成が  $28 \text{ m}^3/\text{s}$ ) 及び農業用水  $259 \text{ m}^3/\text{s}$  (うち完成が  $259 \text{ m}^3/\text{s}$ ) である。

なお、開発水量は、水道用水及び工業用水は最大値、農業用水はかんがい期平均値を、導水量は、水道用水・工業用水・農業用水ともに最大値を示す。

表-1-1 フルプラン地域の開発水量一覧表 (平成15年度)  
(都市用水)

(単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

		水道用水			工業用水		
		全開発水量	うち、機構分	シェア %	全開発水量	うち、機構分	シェア %
利根川・荒川水系	完成	100.4	73.8	74%	30.2	25.1	83%
	工事・調査中	32.8	8.4	26%	1.1	0.0	0%
豊川水系	完成	4.2	4.2	100%	2.4	2.4	100%
	工事・調査中	1.1	0.0	0%	0.0	0.0	0%
木曾川水系	完成	39.7	39.7	100%	41.8	41.8	100%
	工事・調査中	7.5	7.5	100%	4.5	4.5	100%
淀川水系	完成	57.6	57.1	99%	19.4	19.3	100%
	工事・調査中	7.5	4.3	57%	0.0	0.0	0%
吉野川水系	完成	8.0	8.0	100%	15.6	15.6	100%
	工事・調査中	0.0	0.0	0%	0.0	0.0	0%
筑後川水系	完成	6.0	5.2	86%	1.3	0.2	13%
	工事・調査中	7.4	2.0	27%	0.0	0.0	0%
計	完成	215.9	187.9	87%	110.8	104.4	94%
	工事・調査中	56.3	22.2	39%	5.6	4.5	80%
	計	272.2	210.1	77%	116.4	108.9	94%

各水系の開発水量はフルプランに基づく水量である。

表-1-2 フルプラン地域の開発水量一覧表（平成15年度）  
（農業用水）

		農業用水		
		全開発水量	うち、機構分	シェア %
利根川・荒川水系	完成	39.7	36.2	91%
	工事・調査中	0.3	0.0	0%
豊川水系	完成	9.0	9.0	100%
	工事・調査中	0.0	0.0	0%
木曾川水系	完成	9.0	9.0	100%
	工事・調査中	0.0	0.0	0%
淀川水系	完成	1.2	0.5	42%
	工事・調査中	1.2	0.0	0%
吉野川水系	完成	11.6	11.6	100%
	工事・調査中	0.0	0.0	0%
筑後川水系	完成	8.6	3.1	36%
	工事・調査中	0.0	0.0	0%
計	完成	79.1	69.4	88%
	工事・調査中	1.5	0.0	0%
	計	80.6	69.4	86%

- 1 各水系の開発水量は、フルプランに基づく水量である。
- 2 上記表には、フルプラン水量に加え、愛知豊川用水施設の水量を計上している。
- 3 小石原川ダムについては、水道用水として計上している。
- 4 表中の「機構」とは、水資源機構を示す。

表-2 機構の導水量一覧表（平成15年度）

		水道用水等	工業用水	農業用水
利根川・荒川水系	完成	65.6	2.9	122.0
	工事・調査中	3.2	5.2	0.0
豊川水系	完成	4.2	2.4	29.3
	工事・調査中	0.0	0.0	0.0
木曾川水系	完成	10.0	21.1	60.1
	工事・調査中	3.9	2.8	0.0
淀川水系	完成	1.6	0.0	0.0
	工事・調査中	0.0	0.0	0.0
吉野川水系	完成	4.6	1.1	11.3
	工事・調査中	0.0	0.0	0.0
筑後川水系	完成	3.9	0.2	36.1
	工事・調査中	0.0	0.0	0.0
計	完成	89.9	27.7	258.9
	工事・調査中	7.1	8.0	0.0
	計	97.0	35.8	258.9

- 1 各水系の導水量は、フルプランに基づく水量である。
- 2 上記表には、フルプラン水量に加え、愛知豊川用水施設の水量を計上している。
- 3 利根川・荒川水系の水道用水等には浄化用水を含んで計上している。
- 4 表中の「機構」とは、水資源機構を示す。

(3) フルプラン水系における洪水調節容量と水資源機構のシェア

水資源機構のダム等特定施設による洪水調節容量は、フルプラン水系内の洪水調節容量（国土交通省直轄管理施設及び水資源機構施設の合計）約267億 $m^3$ （うち完成約228億 $m^3$ ）のうち、約214億 $m^3$ （うち完成約194億 $m^3$ ）で、8割以上の割合を占める。

表-3 ダム等施設の洪水調節容量

(単位:千 $m^3$ )

		ダム等施設の洪水調節容量		
		全施設	うち、機構分	シェア %
利根川・荒川水系	完成	648,340	474,100	73%
	工事・調査中	133,000	38,000	29%
豊川水系	完成	0	0	0%
	工事・調査中	19,000	0	0%
木曾川水系	完成	120,170	78,000	65%
	工事・調査中	152,400	100,000	66%
淀川水系	完成	1,292,250	1,272,250	98%
	工事・調査中	66,700	47,500	71%
吉野川水系	完成	119,500	111,900	94%
	工事・調査中	0	0	0%
筑後川水系	完成	104,100	7,000	7%
	工事・調査中	11,100	11,100	100%
計	完成	2,284,360	1,943,250	85%
	工事・調査中	382,200	196,600	51%
	計	2,666,560	2,139,850	80%

- 1 全施設とは、国土交通省直轄分及び機構分の合計である。
- 2 直轄ダムの洪水調節容量は、「ダム年鑑2004」による。
- 3 青蓮寺・室生・一庫・布目・日吉・比奈知ダムの容量は、下流の河川改修が未了のため、暫定的な洪水調節方式としていることから、この暫定値を記載している。
- 4 霞ヶ浦開発の容量は、夏期制限水位である。
- 5 琵琶湖開発の容量は、洪水期水位 BSL-0.3~+1.4に湛水面積674 $km^2$ を乗じて算出した。
- 6 霞ヶ浦、琵琶湖の洪水調節施設には、国土交通省管理施設もあり、機構施設と併せて機能している。
- 7 表中の「機構」とは、水資源機構を示す。

### 3 平成15年度における法律等に基づく手続きの実施状況等

#### 1. フルプラン

平成15年度はフルプランの変更は行われなかったが、吉野川水系を除く6水系(5計画)のフルプラン変更を行うべく、主務省等で検討・調整された。

表-4 現行フルプラン決定年月日

水系名	現行フルプラン決定年月日
利根川・荒川水系	平成14年12月10日
豊川水系	平成11年4月2日
木曽川水系	平成9年12月19日
淀川水系	平成13年9月14日
吉野川水系	平成14年2月15日 (全部変更済)
筑後川水系	平成11年1月29日

#### 2. 事業実施計画及び施設管理規程

##### (1) 事業実施計画

平成15年度は、事業実施計画の作成・変更はなかったが、平成16年度に滝沢ダム建設事業及び徳山ダム建設事業について変更を行うべく、関係機関及等との調整を実施した。

##### (2) 施設管理規程

平成15年度は、利根大堰等に関する施設管理規程の変更及び琵琶湖開発施設・正蓮寺川利水施設・淀川大堰に関する施設管理規程の変更を実施した。

##### 利根大堰等に関する施設管理規程の変更

利根中央用水事業に関連する国営土地改良事業(農林水産省)の進捗により、水資源の合理化に伴う用途間転用(農業用水の合理化に伴う水道用水への転用)が可能となったことから、施設管理規程の変更について、関係機関等との協議等を行い、平成16年1月20日主務大臣より施設管理規程変更の認可を受けた。

##### 琵琶湖開発施設・正蓮寺川利水施設・淀川大堰に関する施設管理規程の変更

大阪臨海工業用水道企業団が、社会経済状況の変化により平成15年度末をもって解散することに伴い、同企業団が琵琶湖開発施設、正蓮寺川利水施設及び淀川大堰の3施設で確保していた水量等について、大阪府水道等に転用(暫定的措置)することの調整が整ったことから、施設管理規程の変更について、関係機関等との協議等を行い、平成16年3月30日主務大臣より施設管理規程変更の認可を受けた。

##### 洪水警戒体制の発令基準の見直し等による施設管理規程の変更

近年の降雨及び洪水に関する予測技術の進展並びにダム管理実績による知見の蓄積を踏まえ、气象台による注意報等の発令に係る地域区分の細分化に対応することとした。

また、洪水調節のための操作等に関する施設管理規程の記述を整理することにより、安全で確実なダム操作を図ることと併せて、ダム操作の内容を一般の人にも分かり易い

ものとするため、当機構の管理する16ダムの施設管理規程について、関係機関等との協議等を行い、主務大臣より施設管理規程等の変更の認可を受けた。

### 3. 事業評価

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、水資源機構事業は、各主務省ごと（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省）に定められた政策評価実施要領等により、事業評価を行っている。

平成15年度は、建設中の事業の再評価（期中の評価）7事業、管理に移行した事業の事後評価2事業、フォローアップ定期報告2事業の計11事業（いずれも治水を目的とする国土交通省所管のダム等事業）の事業評価を実施した。

#### （1）事業再評価

各主務省再評価実施要領等は、いづれも原則として事業採択の後、5年ごとに行うこととされている。

平成15年度の再評価結果一覧は下表のとおりである。

表-5 平成15年度再評価結果一覧

地域	事業名	委員会開催日	審議内容	結果
関東	思川開発	H15. 6.20	・事業全体	継続
		H15. 7.18	・不特定補給に関する便益	
	滝沢ダム	H15.11.20	・事業全体	継続
	武蔵水路改築	H15.11.20	・事業全体	継続
	戸倉ダム	H15.12.24	・事業全体（利水撤退）	中止
中部	徳山ダム	H15.10. 9	・事業費変更	継続
		H15.11.30	・事業費変更	
		H15.12.10	・山林公有地化、文殊地区再移転	
		H16. 4.29	・事業全体（治水・利水計画変更）	
近畿	丹生ダム	H15. 8. 5	・事業全体	継続
九州	大山ダム	H15.11.28	・事業全体	継続

徳山ダム建設事業は「社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業」として実施したもの、また、他の6事業は、「（前回の）再評価実施後5年間が経過している事業」として実施したものである。

ダム等建設事業の場合には、国土交通省の各地方整備局に設置される事業評価監視委員会（学識経験者等により構成）における審議を受け、水資源機構が事業の継続等の方針案を提案し、国土交通省が決定することとなっている。

平成15年度は滝沢ダム等7事業について再評価を実施し、6事業の継続（うち1事業は平成16年度の委員会で決定）、1事業の中止となった。

#### 〔主な議論〕

##### 戸倉ダム事業の中止

戸倉ダムについては、全ての新規利水予定者より事業からの撤退の意向が示されたことから、水資源機構は事業中止の方針について説明し、事業評価監視委員会において了承され、主務省（国土交通省）は水資源機構事業としての戸倉ダム建設事業の中止を決定した。

### 徳山ダム建設事業の事業計画の変更

徳山ダムについては、大幅な事業費増額変更と治水・利水計画の見直しがあり、その変更内容に関する関係利水者との協議調整に時間を要したことから、委員会審議に多くの説明と時間を要した。結果として、平成15年度中に変更事業費についての了承を得たが、最終的な治水・利水計画変更まで含めた対応方針については、平成16年度まで継続審議となった。

委員会からは、事業の節目節目での情報公開等について適切に実施すること等の意見をいただいております。水資源機構としては今後、関係機関との連携、説明責任のより一層の向上に取り組んでいくことが必要である。

### (2) 事後評価とフォローアップ定期報告

農林水産省及び国土交通省の実施要領等により、事業評価は、原則として管理開始から5年後(国土交通省については、その後フォローアップ制度に基づきフォローアップ定期報告を原則5年ごとに実施)に行うこととされている。

具体的には、浦山ダム及び比奈知ダムにおいては、第3者機関であるフォローアップ委員会等により事後評価が行われ、施設管理初期における事業効果が確認された。また、矢木沢ダム及び奈良俣ダムにおいては、定期報告として5年ごとの調査結果に基づき行われるフォローアップ委員会(平成16年度実施予定)への報告書の取りまとめを行った。

表-6 事後評価とフォローアップ定期報告

地域	施設名	完成年	事後評価	フォローアップ定期報告
関東	矢木沢ダム	S.42		
	奈良俣ダム	H.3		
	浦山ダム	H.11		
関西	比奈知ダム	H.11		

## 4. 環境影響評価(環境アセスメント)

小石原川ダム建設事業において、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価を実施し、平成16年3月31日から評価書の公告及び縦覧(同年4月30日まで)を行った。

### 主な手続き等の経緯

平成14年5月30日～6月29日：環境影響評価方法書の公告・縦覧(環境影響評価手続きの開始)

平成15年5月8日～6月7日：環境影響評価準備書の公告・縦覧

平成16年3月30日：環境影響評価書等を主務大臣(国土交通大臣)、福岡県知事、甘木市長等へ送付

平成16年3月31日～4月30日：環境影響評価書の公告・縦覧

環境影響評価手続き終了の後、事業実施計画を作成し、事業を実施することとしている。

#### 4 組織・業務等改革計画とアクションプログラム

独立行政法人への移行に当たり、水資源を取り巻く情勢に的確に対応し、利水者及び国民から信頼され、一層の協力・支援を得られる組織となるため、「水資源機構の組織・業務等改革計画（プロジェクトW）」を作成し、水資源機構を挙げて組織・業務等の改革を進めた。

公共的な使命を民間企業的な経営センスで効率的・自律的に遂行します。

安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに流域の水環境の保全や地域の活性化にも積極的に貢献することを企業理念とします。

流域全体を視野に利水者の皆さまや地域のニーズを踏まえて事業を進める体制を充実します。

豊富な専門知識・高い技術力・幅広い経験を有する意欲的な人材を育成し、総合力に優れた水のプロ集団を目指します。

現場重視や地域とともに歩む意識を徹底し、流域の実情に詳しく、地域から信頼される職員を育成します。

コスト意識をさらに徹底し、厳しい事業費管理により工期の遵守とトータルコストの縮減を実現します。

本支社局や現地事務所の組織のスリム化と業務の効率化を進めます。

積極的な情報発信に努め、透明性のある経営を行います。

（水資源機構の組織・業務等改革計画（プロジェクトW）より）

この水資源機構の組織・業務等改革計画（プロジェクトW）を具体的に効果あるものとして実施するため、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図ることを目的とした「アクションプログラム」を、本社、支社、局及び全事務所においてそれぞれ独自に策定し、実施した。

さらに、中期計画・年度計画を円滑に推進するため、フォローアップ体制を確保することとして、「中期計画等フォローアップ検討会」を設置した。計画の目標管理や分析、課題整理等のためのワーキングや検討会を実施し、その状況をパソコンを通じた社内LANの掲示板に掲載し、全社で情報を共有することとした。

## 5 平成15年度計画の目標達成に向けた取組みの概要

水資源機構は、平成15年10月の独立行政法人への移行に際し、政府の特殊法人等改革推進本部参与会議より、中期計画の策定にあたり、単なる看板の掛け替えでなく、同時期に独立行政法人化する法人の中で模範となるような数値目標を提示するようにとの意見を踏まえ、個々の業務の中でより高い目標を設定した上で、計画的に業務を実施することとした。

平成15年度の計画の主な事項は以下のとおりである。

### 1. 機動的な組織運営・効率的な業務運営

利水者窓口の明確化を図る組織整備や既存組織の業務分担の見直しと業務の一元化、インセンティブ確保等による職員の資質向上及び情報化・電子化の推進による業務改善等による機動的・効率的な業務運営に努めることとし、水資源機構移行初年度に、大幅な組織の改編を行い、利水者サービス担当課の設置や、能力評価等を取り入れた新人事制度、ITを有効利用した人事総合システム等の開発等を推し進める。

### 2. 経費等の削減

中期計画に定める数値目標（水公団時の最終年度（平成14年度）と比較して、中期目標期間の最終年度（平成19年度）において削減するとした目標値）の達成のため、平成15年度は着実に削減を進めるための体制作りと削減の実施に取り組む。

#### （1）事務的経費の節減

機動的組織運営や効率的な業務運営を図ることにより事務的経費の節減を図る。

#### （2）コストの縮減

これまで開発及び蓄積してきた技術・ノウハウを活用し、施設等の安全性や信頼性を確保した上で、設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、事業効果の早期発現等を柱とした「水資源機構コスト構造改革プログラム」を平成15年度に策定し、総合的なコストの縮減に取り組む。

#### （3）事業費の縮減

単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、事業費の縮減を行う。

#### （4）定員の削減

効率的な組織整備や業務運営を図ることにより、定員の削減を図る。

### 3. 計画的で的確な事業実施と施設管理

事業効果の早期発現を図る観点から、ダム等事業については本中期計画期間中に完成を目指す滝沢ダム及び徳山ダム（ともに平成19年度完了）を中心とした8事業の進捗を図る。

用水路等事業については、本中期計画期間中に完成を目指す房総導水路（平成16年度完了）及び愛知用水二期（平成18年度完了）を中心とした6事業の進捗を図り、管理し

ている1施設について改築を検討する。

また、安全で良質な水を安定的に供給するため、48施設について、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施する。

#### 4．事業関連地域や関係機関との連携促進

水資源機構業務への理解・協力や防災・危機時の連絡体制の確立等のために、事業関連地域や関係機関との緊密な連携促進に取り組む。

#### 5．環境負荷低減の取組み

事業実施区域やその周辺の自然環境の適切な保全を図るため、「環境に関する行動指針」（平成12年水公団策定）に基づき、環境負荷低減への各種取組みを実施する。

#### 6．説明責任の向上等

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民等に対する水資源機構業務の説明責任の確保を図るため、ホームページへの各種情報の掲載や機関投資家向け事業報告書であるインベスターズ・ガイドの発刊のほか、水管理情報や環境レポート、水質年報等の環境情報発信に向けた資料収集等の取組み及び的確な情報提供を行う。